

18.大口の個人株主等の配当所得に係る確定申告の審理（処置済）

国税庁

13億1891万円(背景金額)

制度の概要

- ✓ 国内において株式の配当等の支払を行う場合には、その支払の際、所得税等を徴収して、これを国に納付（源泉徴収）するとともに、**支払を受ける者、株式の数等、配当等の金額、源泉徴収税額等を記載した支払調書**を税務署長に提出
- ✓ 上場株式等に係る配当等のうち持株割合が3%以上の**大口の個人株主**が支払を受ける配当等及び**非上場会社の個人株主**が支払を受ける配当等については、**源泉徴収（所得税等の税率は原則20.42%）**後に、配当所得として他の各種の所得金額と合計するなどして課税総所得金額を算定し、課税総所得金額に対して区分ごとに定められた**累進税率（5%～45%）**を乗ずるなどして所得税等の額を計算する**総合課税方式により確定申告を行う**
- ✓ 税務署は、個人課税事務提要に基づき、**支払調書等に照らして**、申告内容が適正であるかについて**申告審理を行うが、同提要等には配当所得に係る申告審理の手順等について具体的に記載なし**
- ✓ 国税庁は、居住者に対して、ウェブサイト等により、配当所得の確定申告の方法等に関して周知

検査の結果

- ✓ 平成30年分及び令和元年分について、大口の個人株主2,025人（配当の額計2194億4536万円）及び非上場会社の個人株主1,237人（同531億0705万円）のうち、**計149人（同13億1891万円）が、総合課税方式により申告を行っていなかった**
- ✓ 本院が試算したところ、上記149人のうち、**74人は所得税等の額が増加（計1億0303万円）**し、44人は所得税等の額が減少（計2172万円）（機械的に試算した金額であり、そのまま所得税等の増減額とはならない）
- ✓ 国税庁は、**支払調書の源泉徴収税額等の分析結果を活用して効果的な確認を行うといった具体的な手順等を定めていなかった**
- ✓ 7税務署において聴取したところ、配当が配当所得として適正に申告されているかについて、**支払調書を端緒とした申告審理の手順を定めるなどして申告審理を行っている税務署はなく、申告審理の際に効果的な確認が行われていなかった**
- ✓ 国税庁は、大口の個人株主等が支払を受ける配当について、**配当所得として総合課税方式により申告を行う必要があることなどをウェブサイト等に明確に記載しておらず、居住者に対して十分周知していなかった**

当局の処置

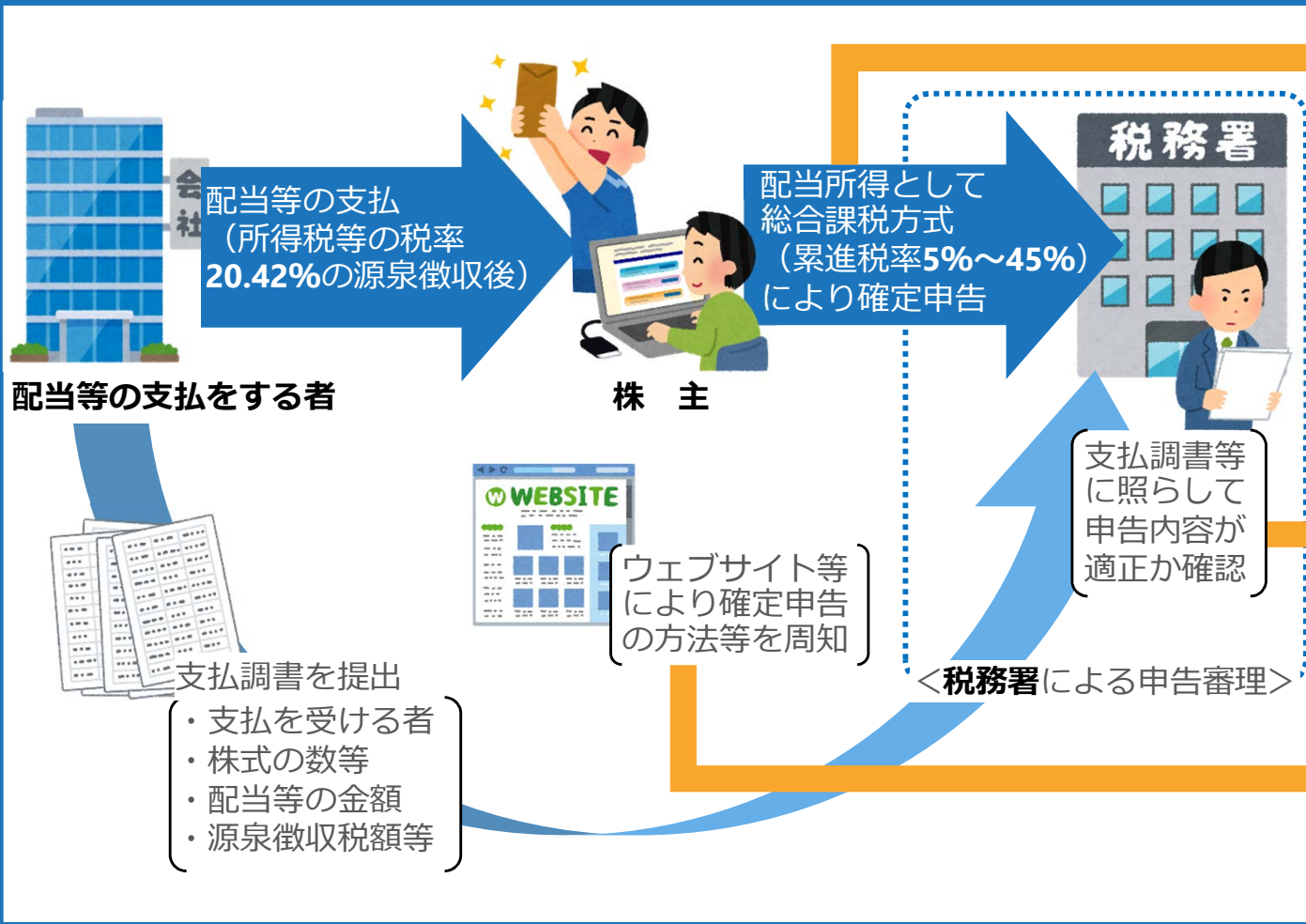
- ✓ 税務署に対して、大口の個人株主等が支払を受ける配当に係る申告審理に当たり、配当所得として総合課税方式により申告されているかについて**支払調書を端緒とした具体的な手順等を定めて周知**
- ✓ 居住者に対して、大口の個人株主等が支払を受ける配当は**配当所得として総合課税方式により申告を行う必要があること**について、国税庁のウェブサイト等に明確に記載するなどして周知

18.大口の個人株主等の配当所得に係る確定申告の審理（処置済）

国税庁

13億1891万円(背景金額)

大口の個人株主及び非上場会社の個人株主の配当等に係る課税の流れ



検査の結果

大口の個人株主等計149人
(配当の額計13億1891万円)
について、総合課税方式により
申告が行われていなかった

本院試算
上記149人のうち、
74人は所得税等の額が増加(計1億0303万円)、
44人は所得税等の額が減少(計2172万円)
という結果(機械的に試算した金額であり、
そのまま所得税等の増減額とはならない)

国税庁は、支払調書の分析結果を
活用した申告審理の具体的な手順等を
定めておらず、税務署において、
効果的な確認が行われていなかった

国税庁は、大口の個人株主等が
支払を受ける配当について、
ウェブサイト等に配当所得として
総合課税方式により申告を行う必要が
あることなどを明確に記載しておらず、
十分に周知していなかった

当局の処置

- 税務署に対して、大口の個人株主等が支払を受ける配当に係る申告審理に当たり、配当所得として総合課税方式により申告されているかについて支払調書を端緒とした具体的な手順等を定めて周知
- 居住者に対して、大口の個人株主等が支払を受ける配当は配当所得として総合課税方式により申告を行う必要があることについて、国税庁のウェブサイト等に明確に記載するなどして周知